

# ふるさと寄附金のご案内

## 立科町を応援ください！！

立科町では、「人と自然が輝く町」づくりを推進するにあたり、皆さまからの寄附金を募っています。寄附金は、5つの基本テーマを設け、皆さまのご希望に沿えるよう有効に活用させていただきます。

- 基本テーマ**
- 1 住みよいまちづくり（福祉・環境）に関する事業
  - 2 「蓼科山」や「蓼科の水」に関する事業
  - 3 旧跡・史跡を後世につなげる事に関する事業
  - 4 産業振興に関する事業
  - 5 次代を創る子どもの育成と教育・文化の振興に関する事業

### ★寄附金の申込み

#### ①寄附金申出書

「立科町ふるさと寄附金申出書」に必要事項を記入の上、FAX かメールまたは郵送にてお申し出ください。

#### ②寄附金振込用紙

郵便振込用紙をお送りいたしますので、寄附金額、住所、氏名をご記入の上、郵便局より振込をお願いいたします。（振込手数料は無料です。）

※振込の控である受領証は、確定申告時の添付書類となりますので、大切に保管してください。

上記のほか、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」の申込みフォームからも、お申し込みいただけます。

### ★ご寄附をいただいた場合、税制上、次の優遇措置を受けることができます。

◆寄附金額の2,000円を超える部分が、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除されます。（控除を受けるためには、確定申告を行うことが必要です。）

☆具体例 ※年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円を寄附した場合、28,000円が控除されます。（所得金額により税率や控除額が異なりますのでご注意ください。）

内訳①【30,000円－2,000円】×20%（所得税率）＝ 5,600円≪所得税からの控除額≫

②【30,000円－2,000円】×10%（住民税率）＝ 2,800円≪個人住民税からの基本控除額≫

③【30,000円－2,000円】－ ①－② ＝ 19,600円≪個人住民税からの特例控除額≫

（③の個人住民税からの特例分控除額は、所得割額の2割を限度とします。）

#### ◆ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、確定申告を行わないで翌年度分の個人住民税を減額する制度です。

（ふるさと納税先団体へ特例の申請書を提出することが必要です。）

### ★ご寄附をいただいた皆さまに、立科町の特産品をお送りいたします。

### ★寄附金についてのお問い合わせ先

〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532 立科町役場 企画課企画振興係

TEL0267-88-8403 FAX 0267-56-2310 メール:t-furusato@town.tateshina.nagano.jp